

## 鴻巣市公告第30号

一般競争入札（事後審査型）を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については鴻巣市一般競争入札（事後審査型）執行要綱の規定によるものとする。

令和8年7月16日

鴻巣市長 並 木 正 年

### 1. 入札対象工事

- |               |                                                                                     |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 工 事 名     | 鴻巣駅東口エレベーター設置工事                                                                     |
| (2) 工 事 場 所   | 鴻巣市本町1丁目 地内                                                                         |
| (3) 工 事 期 間   | 契約締結の日から令和9年8月31日まで                                                                 |
| (4) 予 定 価 格   | 事後公表とする。                                                                            |
| (5) 低入札価格調査   | 実施する(調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札候補者とするか否かを決定する。また、失格基準価格未満の入札をした者は失格とする。) |
| (6) 工 事 概 要   | 設計図書等のとおり                                                                           |
| (7) 入 札 保 証 金 | 免除                                                                                  |
| (8) 契 約 保 証 金 | 請負契約額の100分の10以上                                                                     |
| (9) 支 払 条 件   | 完成払                                                                                 |
- ・ 前払金  
あり（前払金は各会計年度の支払限度額に対して40パーセント以内を支払うものとし、10万円未満は切り捨てる。翌年度の前払金は初年度工事量が初年度出来高予定額に達した場合に請求することができる。）
  - ・ 中間前払金  
中間前払金を選択した場合に限り、鴻巣市公共工事前金払要綱に基づき支払うものとする。中間前払金は各会計年度の支払限度額に対して20パーセント以内を支払うものとし、10万円未満は切り捨てる。
  - ・ 部分払  
令和8年度 1回（部分払の上限は令和8年度支払限度額の範囲内とする。）
  - ・ 各会計年度の支払限度額  
令和8年度 契約金額のおおむね1割（予算範囲内とする）

令和9年度 契約金額のおおむね9割

※契約時における各会計年度の支払限度額の割合は、落札金額により変動する。

(10) 入札手続等の方法

本案件の入札手続きは、設計図書等及び資料の提供、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により行う。

(11) その他

ア 本工事は、鴻巣市営繕工事における週休2日制モデル工事（現場閉所型）の試行対象工事である。

イ 本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事（推奨型）の試行対象工事である。なお、試行の実施は「鴻巣市建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」によるものとする。

2. 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

3. 入札に参加する者に必要な資格

入札参加に必要な条件は次のとおりとする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から落札決定の日までの期間に、鴻巣市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (3) 公告の日から落札決定の日までの期間に、鴻巣市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (4) 直近の2か年度において、鴻巣市発注工事のうち対象業種に係る工事成績点数の各年度の平均が極めて低い者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、本市の競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- (6) 電子入札システムで利用可能な電子認証を取得し、システムの利用登録が完了していること。
- (7) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）による建築工事業にかかる特定建設業の許可を受けている者であること。
- (8) 開札日から1年7か月前の日以降の日を審査基準日とする法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けている者であること。
- (9) 令和7・8年度鴻巣市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」と

いう。)において、建築工事業の建築一式工事の業種で登録があり、その級別格付がA級の者であること。

(10) 埼玉県内に本店又は営業所があり、当該本店又は営業所が本市との契約権限を有している者であること。

(11) 技術者の配置について

ア 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること(以下、配置予定技術者という)。当該配置予定技術者は一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有する者であること。

イ 配置予定技術者は当該者が在籍する建設業者と、下記5に規定する競争入札参加資格確認申請書の提出期限日の3ヶ月以前から恒常的な雇用関係にあること。

ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料に記載すること。この場合、本工事に確実に配置できる候補者を含み1名以上記載すること。技術者の配置については充分配慮して入札すること。

エ 本工事は「鴻巣市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領」の対象としない。

(12) 現場代理人の常駐規定について

本工事は、「現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について」のうち、「兼務を認める工事」の対象としない。

なお、落札候補者となった時点で現場代理人が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料に記載し、提出すること。この場合、本工事に確実に配置できる候補者を含み1名以上記載すること。

(13) 配置予定の現場代理人の工事实績

現場代理人は公共建築工事の実績を有する者であること。

#### 4. 入札参加資格の有無の確認

鴻巣市一般競争入札（事後審査型）執行要綱に基づき、入札執行後に確認する。

#### 5. 競争入札参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、次に示す期間内に電子入札システムにより競争入札参加資格確認申請書を提出すること。

令和8年 7月16日（木）午前8時30分から

令和8年 7月30日（木）午後5時まで

#### 6. 入札執行の日時等

次のとおりとする。ただし、変更するときがある。この場合は、鴻巣市のホームページ等において告知を行う。

(1) 入札書提出期間

令和8年 7月31日(金) 午前8時30分から

令和8年 8月17日(月) 午後3時まで

(2) 設計図書等に関する質問期間

令和8年 7月16日(木) 午前8時30分から

令和8年 7月23日(木) 午前10時まで

設計図書等に関して質問がある場合は、入札情報公開システムから質問書の様式をダウンロードして作成し、上に示す期間内に電子入札システムにより質問書を添付して提出すること。システムによる質問の題名、質問事項及び添付する質問書には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。電子入札システムの質問事項へ直接入力した質問及び所定の様式以外での質問は認めない。

なお、質問を提出した旨を契約検査課へ電話連絡すること。

(3) 質問に対する回答

令和8年 7月30日(木) 午後3時

質問に対する回答は、上に示す日時までに入札情報公開システム上で掲示する。入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、入札情報公開システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

(4) 開札日時

令和8年 8月18日(火) 午前9時30分

7. 設計図書等

工事仕様書等、その他入札金額の見積に必要な図書は、入札情報公開システムよりダウンロードすること。

公開日 本公告日と同一日

8. 現場説明会

開催しない。

9. 仮契約の時期

落札決定日から7日以内

10. 入札金額見積内訳書

入札情報公開システムから様式をダウンロードし、入札時に電子入札システムにより提出すること。

なお、提出する内訳書のファイルは指定する拡張子(「.xlsx」)のファイルに限る。入札金額見積内訳書のファイル名は、必ず入札参加者名を付記したものとすること。

### 1 1. 入札回数

再度入札は2回までとする。再度入札執行の日時等は、電子入札システムの再入札通知書により通知する。

なお、再度入札書受付締切日時以前に、電子による入札参加者全員の入札書の提出が完了したときには、再度入札書受付締切日時及び再度入札書開札日時を繰り上げる場合がある。

### 1 2. 電子くじ

使用する。(電子入札システムによる入札書提出の際、3桁の任意のくじ入力番号を入力すること。)

### 1 3. 入札に関する注意事項

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかわる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 1 4. 低入札価格調査の実施

調査対象入札者とされた者は、低入札価格調査のため、低入札価格調査通知を受けた日の翌日から起算して原則として2日以内(土日休日等を除く)に鴻巣市低入札価格調査実施要綱に示す書類を、鴻巣市契約検査課へ提出すること。

### 1 5. 落札者の決定方法

(1) 開札において、調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札候補者とするか否かを決定する。また、失格基準価格未満の入札をした者は失格とする。市の定めた予定価格以下で、有効な最低価格をもって入札した者を落札候補者とする。

(2) 落札候補者は、入札参加資格の確認のため、落札候補者として決定された日の翌日から起算して原則として2日以内(土日休日等を除く)に下記に示す書類を、鴻巣市契約検査課へ提出すること。

ア. 一般競争入札参加資格等確認申請書(様式第3号)

イ. 一般競争入札参加資格等確認資料(様式第5号)

ウ. 配置予定技術者の技術検定合格証明書の写し

エ. 提出書類チェックリストに記載された必要資料(様式第5号の内容を確認できる資料)

(3) 落札候補者に対しての入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、入札参

加確認書類の提出期限の翌日から起算して３日以内（土日休日等を除く）に連絡する。  
ただし、入札参加資格の確認に疑義が生じた場合等は、この限りではない。

#### 16. 仮契約の締結

本工事は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年鴻巣市条例第１号）第２条の規定に基づき議会の議決を得るまでは、仮契約とし、議会の議決を得られたときから、本契約として効力を生ずる。なお、この仮契約が議会で否決されたときは、無効とし発注者はなんらの責任を負わない。

#### 17. その他

本公告に記載のない事項については、入札情報公開システムに添付してある鴻巣市一般競争入札（事後審査型）執行要綱、鴻巣市建設工事等電子入札実施要綱、鴻巣市電子入札運用基準、鴻巣市競争入札参加者心得及び入札参加者の遵守事項の規定によるものとする。なお、入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

なお、落札決定から本契約までの間に鴻巣市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第３条に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする。）

#### 18. 問い合わせ先

以下によりお問い合わせください。

なお、設計図書等に関する質問は、本公告中に設計図書等に関する質問期間がある場合に限り受付けます。

##### （１）この公告に関すること

〒365-8601

鴻巣市中央1-1

鴻巣市 総務部 契約検査課

電話番号 048-541-1321（内線3440・3443～3445）

FAX番号 048-541-9256

##### （２）システム操作に関すること

埼玉県電子入札共同システムヘルプデスク

T E L : 048-830-2263

M A I L : a5770-07@pref.saitama.lg.jp

※ヘルプデスクの対応時間は、平日の8：30～17：00となりますのでご注意ください。